

2011 年 10 月 7 日

日 本 銀 行

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」
等の一部改正について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの未実行の貸付枠を活用することにより、引続き、被災地金融機関における復旧・復興に向けた資金需要への対応を支援するとともに、被災地金融機関の資金調達余力を確保する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年4月28日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成23年4月28日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 千 田 (03-3277-2800)

福 田 (03-3277-3768)

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」中
一部改正

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

平成~~23~~24年~~10~~4月~~31~~30日までとする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~23~~24年~~10~~4月~~31~~30
日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取
扱いについては、なお従前の例による。

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける
貸付対象先選定基本要領」 中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~23~~24年~~10~~4月~~31~~30
日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いに
ついては、なお従前の例による。

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」 中
一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、平成 23 年 5 月 31 日までの別に定める日から実施し、平
成 ~~24~~25 年 ~~10~~4 月 ~~31~~30 日をもって廃止する。